

平成15年6月4日

株 主 各 位

大阪市中央区平野町三丁目1番3号

株式会社 カアコ

代表取締役社長 辻 本 憲 三

第24期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第24期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成15年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区天満橋京町1番1号
大阪キャッスルホテル 6階会場

3. 会議の目的事項

報告事項 第24期（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決議事項

第1号議案 第24期利益処分案承認の件

第2号議案 自己株式取得の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁）に記載のとおりであります。

第3号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（19頁から21頁まで）に記載のとおりであります。

第4号議案 取締役7名選任の件

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 営業報告書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

## 1. 営業の概況

### (1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、底堅い個人消費や設備投資に回復の兆しが見られましたものの、株価の下落や金融機関の不良債権処理問題に加え、人員削減、賃金抑制といったデフレ圧力による雇用環境の悪化や輸出の伸び悩みなどにより、景気は横ばい状態が続きました。

当業界におきましては、携帯電話やインターネット支出の増大に伴う可処分所得の減少、中古ソフト市場の定着、消費者の購買意欲の低下などにより、需要は盛り上がりを見せませんでした。また、生き残りをかけた合併、事業統合や業務提携など再編が加速してまいりました。

海外につきましては、欧米市場を中心に堅調に推移いたしましたものの、低価格ソフトの拡大や国内外のゲームメーカーとの競争が激化するなど、事業環境は大きな転換期を迎えております。

一方、市場振興の一環としてゲームソフトの倫理審査機関である「コンピュータエンターテインメントレーティング機構 (CERO)」の設立や「ゲーム学会」を創設するなど、ゲーム業界一丸となって、健全な市場の育成やイメージの向上に努めてまいりました。

このような状況のもと、当社は開発体制の拡充や多様なユーザーに対応するため、自社開発ソフト以外のソフトラインアップの充実により、需要の掘り起こしを図るとともに、全国的な販促キャンペーンの実施、新販路の拡大、地域密着型の施設展開などにより、業績の向上に努めてまいりました。また、事業領域の拡大を図るため、新機軸の卓上ゲーム「Catan (カタン)」を投入し、国内でのボードゲーム復活の端緒を開きました。加えて、メディアミックス戦略として当社ゲームソフトの知名度向上など、副次的効果を狙って、ハリウッド映画「バイオハザード」の上映や「ロックマン エグゼ」のテレビ放映による、相乗展開を推し進めてまいりました。

以上の結果、当期の売上高は434億54百万円（前期比3.5%減）と減収となりました。

利益面につきましては、売上高の減少に加え、返品調整引当金の計上や販売費および一般管理費の増加などにより、経常利益は43億2百万円（前期比26.3%減）となりました。

また、グループ全体の効率的な事業配分や財務内容の透明度を高めるとともに、当社所有の不動産に係る評価損にも積極的に対処するため、土地・建物をすべて子会社である株式会社カプトロンに売却処理いたしました。さらに、選択と集中による質的転換を図るため、収益が見込まれない開発ラインのソフトを見直したことにより、開発中止損などが発生し、343億15百万円の特異損失を計上しました。

この結果、税効果会計の適用に伴う法人税等調整額を計上しましたが、まことに遺憾ながら当期損失は137億41百万円となりました。

## 部門別の状況

### 〔コンシューマ用機器部門〕

当部門におきましては、国内市場が停滞する中、プレイステーション2向けにアニメ的な描画手法を用いた当社初のレースゲーム「アウトモデリスタ」や「クロックタワー3」、「プレス オブ フェイア V ドラゴンクォーター」を発売いたしましたがいずれも足取りが重く苦戦を余儀なくされました。また、満を持して投入した当期の主要タイトルの「バイオハザード0」（ニンテンドーゲームキューブ用）や「デビルメイクライ 2」（プレイステーション2用）も停滞気味の市場を反映して伸び悩み、販売拡大のけん引役を果たすことができず軟調に推移いたしました。このような厳しい競争環境のもと局面の打開を図るため、計画外の「カオスレギオン」（プレイステーション2用）や「P.N.03」（ニンテンドーゲームキューブ用）を発売いたしました。全体の落ち込みを穴埋めすることはできませんでした。

一方、ゲームボーイアドバンス向けの「ロックマン ゼロ」や「ロックマン エグゼ3」などのロックマンシリーズや「逆転裁判2」は、安定した人気により底堅い売行きを示しました。

また、海外は堅調な欧米市場に支えられ「バイオハザード」（ニンテンドーゲームキューブ用）が健闘したほか、プレイステーション2向け廉価版ソフトの「鬼武者グレイテストヒッツ」や「バイオハザード コード：ベロニカ完全版グレイテストヒッツ」などが順調に伸長し、販売数量の増大に寄与いたしました。

しかしながら、大半の新作ソフトが総じて伸び悩んだこともあって、弱含みに展開いたしました。

この結果、売上高は301億34百万円（うち海外売上高74億72百万円）となり、前期に比べ14億88百万円の減収（前期比4.7%減）となりました。

### 〔アミューズメント施設部門〕

当部門は、これまで市場環境は頭打ち状態が続いておりましたが、「ゲームの日」（毎年11月23日）の記念イベントの開催など、業界挙げての市場活性化策が奏効し、手軽な娯楽施設として見直されてきたこともあって、家族連れや女性の増加などにより回復基調に転じてまいりました。こうした中、当社は「地域一番店」を旗印に、大型商業施設などへ出店するとともに、各種イベントの開催など趣向を凝らした集客展開により、安定したコアユーザーの獲得、リピーターの確保やファミリー層の取り込みなど客層の拡大に努めたほか、不採算店の閉鎖により効率的な店舗戦略を展開してまいりました。

当期は九州地区で2番店となる「プラサカブコン大分店」（大分県）をオープンしたほか、「プラサカブコン八千代店」（千葉県）を出店するとともに、不採算店を6店舗閉鎖するなどして売上の増大、収益力の向上に取り組んでまいりました。

この結果、売上高は90億46百万円となり、前期に比べ19億88百万円の増収（前期比28.2%増）となりました。

〔業務用機器部門〕

当部門におきましては、事業規模が縮小する状況下、収益構造の改善に向けて好採算のプライズゲーム（景品獲得ゲーム）「メチャとれ」や「ベルキャッチャーツイン」などを投入いたしました。が、競争激化や他社との差別化戦略が打ち出せなかったことに加え、けん引商品の不足などにより苦戦を強いられ、低水準で終始いたしました。

この結果、売上高は10億90百万円となり、前期に比べ25億0百万円の減収（前期比69.6%減）となりました。

〔その他の部門〕

その他の売上高は31億83百万円で、主なものはライセンス許諾によるロイヤリティ収入25億26百万円です。

**(2) 設備投資の状況**

当期における設備投資は14億4百万円であり、主なものといたしましては、アミューズメント施設機器への投資であります。

**(3) 資金調達の状況**

当期は、増資および社債発行による調達は行っておりません。

#### (4) 会社が対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、国内におけるデフレ対策の遅れ、株安基調や消費マインドの萎縮に加え、米国経済の減速懸念や混迷する国際情勢など不安定要因も多く、景気は先行き不透明感を払拭できないものと思われれます。

当業界は、国内市場の落ち込みに加え、欧米の強豪メーカーの攻勢やオンラインゲームに強みを発揮している韓国、台湾勢など新興勢力の台頭などにより、海外市場での激しい攻防戦が繰り返されるものと思われれます。また、開発費の高騰や中古市場の拡大、価格低下スパイラルなどにより、企業間競争はますます激化するとともに、市場環境は一層厳しくなることが予想され、淘汰が進むものと思われれます。一方、SARS（重症急性呼吸器症候群）の拡大など、消費者心理の冷え込みが懸念されますものの、別の観点から見れば旅行など外出を控えた安価な娯楽としての需要の喚起も予想されます。また、中古ソフト販売の適法化に対処するため、小売店との共存共栄を目指して、利益配分の方法など新たなルール作りやシステムの構築を志向してまいります。

業界の構造的転換が進む状況下、当社といたしましては、経営環境の変化に対応できる体制作りが重要課題と認識しております。

このため、経営の根幹をなす開発部門の見直しやマーケティング戦略の強化を図ることに加え、成果主義の推進、重層的な意思決定の改善や指揮命令系統、責任の明確化など、全社的な組織改革により、社内全体を活性化させ、企業体質の改善に取り組んでまいります。加えて、開発戦略といたしましては、新ジャンルの開拓やACR（すべてのハードに同時発売が可能となるミドルウェア）を利用したソフトの増大を図るとともに、市場動向を勘案しながらマルチプラットフォーム展開も踏襲してまいります。さらに、収益構造の再構築を図るため、営業部門の強化や差別化展開による施設運営等、顧客志向に立って既存市場の深耕と新規市場の開拓に努めるとともに、販促費や広告宣伝費等の徹底した経費の圧縮や流通コストの低減を推し進めるなど、人員削減を含む経営の合理化、効率化に取り組み、強い危機感をもって業績の回復、向上に全力を傾注してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (5) 営業成績および財産の状況の推移

| 区 分 \ 期 別    | 第 21 期<br>(平成12年3月期) | 第 22 期<br>(平成13年3月期) | 第 23 期<br>(平成14年3月期) | 第24期(当期)<br>(平成15年3月期) |
|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|------------------------|
| 売 上 高(百万円)   | 36,896               | 37,488               | 45,015               | 43,454                 |
| 経 常 利 益(百万円) | 4,590                | 4,260                | 5,837                | 4,302                  |
| 当 期 利 益(百万円) | 4,236                | 2,749                | 3,342                | △13,741                |
| 1株当たり当期利益(円) | 118.36               | 50.10                | 57.30                | △237.00                |
| 総 資 産(百万円)   | 112,102              | 114,753              | 125,671              | 105,613                |
| 純 資 産(百万円)   | 57,941               | 65,732               | 68,288               | 49,906                 |
| 1株当たり純資産(円)  | 1,539.87             | 1,127.31             | 1,169.45             | 876.77                 |

(注) 1. △印は損失を示しております。

2. 第24期(当期)から、1株当たり当期利益は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準(企業会計基準第2号)」および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(企業会計基準適用指針第4号)」が平成14年4月1日以降に開始する営業年度に適用されることになったことに伴い、当営業年度から同基準および適用指針によっております。
3. 1株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、第23期から期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。
4. 第21期は、「バイオハザード3」などの有力ソフトの大ヒットにより、増収増益となりました。
5. 第22期は、増収となりましたものの、売上原価や販売費および一般管理費の増加により減益となりました。
6. 第23期は、「鬼武者2」や「デビルメイクライ」等の大ヒットにより、増収増益となりました。
7. 第24期(当期)につきましては、前記「(1) 営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

## 2. 会社の概況（平成15年3月31日現在）

### (1) 主要な事業内容

当社は、家庭用テレビゲームソフトの企画、開発、販売ならびにアミューズメント施設の運営を主要な事業内容としております。

### (2) 主要な事業所

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 本 社    | 大阪市中央区内平野町三丁目1番3号 |
| 研究開発ビル | 大阪市中央区内平野町三丁目2番8号 |
| 東京支店   | 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号  |
| 上野事業所  | 三重県上野市治田3902番地    |

### (3) 株式の状況

- ① 会社が発行する株式の総数 150,000,000株  
 ② 発行済株式の総数 58,435,819株  
 (注) 当期中に転換社債の株式への転換請求により602株を発行いたしました。  
 ③ 株 主 数 22,322名  
 ④ 大 株 主

| 株 主 名                         | 当 社 へ の 出 資 状 況 |           | 当社の当該株主への出資状況 |           |
|-------------------------------|-----------------|-----------|---------------|-----------|
|                               | 持 株 数           | 議 決 権 比 率 | 持 株 数         | 議 決 権 比 率 |
| 有限会社クロスロード                    | 6,772千株         | 11.99 %   | —千株           | — %       |
| 辻 本 憲 三                       | 4,070           | 7.21      | —             | —         |
| 日本トラスティ・サービス<br>信託銀行株式会社(信託口) | 3,231           | 5.72      | —             | —         |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社(信託口)   | 3,191           | 5.65      | —             | —         |
| 辻 本 美 之                       | 1,669           | 2.96      | —             | —         |
| UFJ信託銀行株式会社(信託勘定A口)           | 1,629           | 2.88      | —             | —         |
| 辻 本 良 三                       | 1,545           | 2.74      | —             | —         |
| 辻 本 春 弘                       | 1,545           | 2.74      | —             | —         |
| 資産管理サービス信託銀行<br>株式会社(年金信託口)   | 1,536           | 2.72      | —             | —         |
| ワ デ イ                         | 941             | 1.67      | —             | —         |

(注) 当社は、自己株式1,515,305株（商法第210条の規定に基づき取得した株式1,500,000株を含む）を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

#### (4) 自己株式の取得、処分等および保有

##### ① 取得株式

商法第210条の決議による取得

普通株式

1,500,000株

取得価額の総額

3,055百万円

単元未満株式の買取りによる取得

普通株式

12,833株

取得価額の総額

31百万円

##### ② 処分株式

ストックオプション制度における従業員の権利行使に伴い譲渡した株式

普通株式

39,100株

処分価額の総額

41百万円

##### ③ 決算期における保有株式

普通株式

1,515,305株

#### (5) 従業員の状況

| 従業員数   | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-------|--------|
| 1,162名 | 55名増   | 32.3才 | 6.7年   |

(注) パートは含んでおりません。

#### (6) 主要な借入先

| 借入先             | 借入額                  | 借入先が有する当社の株式      |       |
|-----------------|----------------------|-------------------|-------|
|                 |                      | 持株数               | 議決権比率 |
| 株式会社みずほコーポレート銀行 | 2,817 <sup>百万円</sup> | 699 <sup>千株</sup> | 1.24% |
| 株式会社東京三菱銀行      | 1,749                | 471               | 0.83  |
| 株式会社UFJ銀行       | 1,432                | 336               | 0.60  |



## (7) 企業結合の状況

### ① 重要な子会社の状況

| 会社名                           | 資本金         | 当社の議決権比率       | 主要な事業内容              |
|-------------------------------|-------------|----------------|----------------------|
| カプコンU.S.A.,INC.               | 159,949千米ドル | 100%           | 持株会社<br>米国子会社の管理     |
| カプコン・コインオブ,INC.               | 26,500千米ドル  | 100%<br>(100%) | アミューズメント施設の運営        |
| カプコン・エンタテイメント,INC.            | 1,000千米ドル   | 100%<br>(100%) | 家庭用ゲームソフトの販売         |
| カプコン・デジタル・スタジオ,INC.           | 1,000千米ドル   | 100%<br>(100%) | ゲームソフトの開発            |
| カプコン・ユーロソフトLTD.               | 5,000千ポンド   | 100%<br>(100%) | 家庭用ゲームソフトの販売         |
| 株式会社ステイタス                     | 32百万円       | 100%           | 金融業                  |
| 株式会社カプトロン                     | 1,640百万円    | 100%           | 不動産の賃貸および管理          |
| カプコンアジアCO.,LTD.               | 21,500千香港ドル | 100%           | 家庭用ゲームソフトの販売         |
| 株式会社フラグシップ                    | 70百万円       | 57%            | ゲームソフトの企画、開発         |
| カプコンチャーボ株式会社                  | 300百万円      | 100%           | 携帯電話用充電器の<br>販売、レンタル |
| CE・ヨーロッパLTD.                  | 1,000千ポンド   | 100%           | 家庭用ゲームソフトの販売         |
| CEG・インタラクティブ・<br>エンタテイメントGmbH | 25千ユーロ      | 100%<br>(100%) | 家庭用ゲームソフトの販売         |

- (注) 1. 当社の議決権比率欄の( )内の数字は、間接所有する議決権比率を内数で示しております。
2. カプコン・コインオブ,INC.、カプコン・エンタテイメント,INC.、カプコン・デジタル・スタジオ,INC.、カプコン・ユーロソフトLTD.は、カプコンU.S.A.,INC.が株式を100%所有しております。
3. CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbHは、CE・ヨーロッパLTD.が株式を100%所有しております。
4. カプコン・デジタル・スタジオ,INC.は、平成15年5月5日をもって商号をカプコン・スタジオ8,INC.に変更しております。

### ② 企業結合の経過

1. CE・ヨーロッパLTD.は、平成14年11月20日に設立されたものであります。
2. CEG・インタラクティブ・エンタテイメントGmbHは、平成15年2月6日に設立されたものであります。
3. 株式会社カプトロンは、平成14年5月に250百万円および同年9月に1,310百万円の増資を行い、資本金は1,640百万円となりました。また、同社は平成14年4月に主要な事業内容を「アミューズメント施設の運営」から「不動産の賃貸および管理」に変更しております。

### ③ 企業結合の成果

当社の連結対象子会社は、上記の重要な子会社12社であり、持分法適用会社はありません。当期の連結売上高は620億36百万円（前期比1.1%減）、連結当期純損失は195億98百万円となっております。

## (8) 取締役および監査役

| 会社における地位 | 氏名      | 担当または主な職業                  |
|----------|---------|----------------------------|
| 代表取締役社長  | 辻 本 憲 三 | 最高経営責任者 (CEO)              |
| 取締役副社長   | 大 島 平 治 | 最高財務責任者 (CFO)              |
| 専務取締役    | 辻 本 春 弘 | 営業最高執行責任者 (COO)            |
| 専務取締役    | 岡 本 吉 起 | 開発最高執行責任者 (COO)            |
| 取締役      | 小 田 民 雄 | 経営本部長                      |
| 取締役      | 北 村 恭 二 |                            |
| 取締役      | 堀 紘 一   | 株式会社ドリームインキュベータ<br>代表取締役社長 |
| 取締役      | 家 近 正 直 | 弁護士                        |
| 監査役(常勤)  | 山 口 省 二 |                            |
| 監査役(常勤)  | 小 西 繁 男 |                            |
| 監査役      | 黒 田 守 雄 | 株式会社カプトロン常勤監査役             |
| 監査役      | 中 山 好 雄 |                            |

- (注) 1. 平成14年6月21日開催の第23期定時株主総会において、家近正直氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。
2. 取締役 北村恭二、堀 紘一および家近正直の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
3. 決算期後における取締役の異動  
平成15年4月1日付をもって取締役の担当を次のとおり変更いたしました。  
取締役副社長 大 島 平 治 最高財務責任者 (CFO) 兼管理本部長  
専務取締役 辻 本 春 弘 CS事業最高執行責任者 (COO) 兼CS営業本部長  
専務取締役 岡 本 吉 起 社長特命担当  
取締役 小 田 民 雄 経営戦略本部長
4. 監査役 山口省二、黒田守雄および中山好雄の各氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

(注) 本営業報告書に記載しております金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、その他の数字は表示単位未満の端数を四捨五入しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成15年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額            | 科 目              | 金 額            |
|---------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>【資産の部】</b> |                | <b>【負債の部】</b>    |                |
| 流動資産          | 【 58,614】      | 支払短期未払金          | 【 15,969】      |
| 現金および預金       | 15,208         | 手形               | 1,118          |
| 受取手形          | 155            | 掛借               | 1,845          |
| 売掛金           | 10,807         | 短期借入金            | 7,085          |
| 有価証券          | 2,998          | 未払消費税等           | 3,168          |
| 製材品           | 2,619          | 未払消費税等           | 14             |
| 原材料           | 192            | 未払消費税等           | 160            |
| 仕掛品           | 73             | 未払消費税等           | 1,691          |
| ゲームソフト仕掛品     | 10,110         | 未払消費税等           | 78             |
| 貯蔵品           | 602            | 未払消費税等           | 193            |
| 映画製作品         | 886            | 未払消費税等           | 613            |
| 前払費用          | 892            | 未払消費税等           | 39,738】        |
| 繰延税金資産        | 2,509          | 固定負債             | 37,262         |
| 短期貸付金         | 10,740         | 退職引当金            | 802            |
| その他の流動資産      | 845            | 長期引当金            | 1,673          |
| 貸倒引当金         | △ 30           |                  |                |
| <b>固定資産</b>   | 【 46,999】      | <b>負債合計</b>      | <b>55,707</b>  |
| (有形固定資産)      | ( 2,851)       |                  |                |
| 建物            | 191            | <b>【資本の部】</b>    |                |
| 工具器具備品        | 681            | 資本               | 【 27,581】      |
| アミューズメント施設    | 1,951          | 剰余金              | 【 30,471】      |
| その他の有形固定資産    | 27             | 資本準備金            | 7,465          |
| (無形固定資産)      | ( 1,147)       | 資本剰余金            | 23,005         |
| 特許権商標権        | 32             | 資本剰余金            | 23,000         |
| ソフトウェア        | 1,072          | 資本剰余金            | 5              |
| ソフトウェア仮勘定     | 23             | 剰余金              | 【△ 5,049】      |
| その他の無形固定資産    | 17             | 剰余金              | 7,000          |
| (投資等)         | ( 43,000)      | 剰余金              | 12,049         |
| 投資有価証券        | 807            | 剰余金              | ( 13,741)      |
| 子会社株式および出資金   | 24,734         | 剰余金              | 【△ 3,096】      |
| 長期貸付金         | 7,503          | 剰余金              |                |
| 長期前払費用        | 95             | 剰余金              |                |
| 保険積立金         | 41             | 剰余金              |                |
| 差入保証金         | 5,769          | 剰余金              |                |
| 各種会員権等        | 315            | 剰余金              |                |
| 破産債権更生債権等     | 97             | 剰余金              |                |
| 繰延税金資産        | 10,406         | 剰余金              |                |
| その他の投資等       | 9              | 剰余金              |                |
| 貸倒引当金         | △ 5,407        | 剰余金              |                |
| 投資等評価引当金      | △ 1,373        | 剰余金              |                |
| <b>資産合計</b>   | <b>105,613</b> | <b>資本合計</b>      | <b>49,906</b>  |
|               |                | <b>負債および資本合計</b> | <b>105,613</b> |

# 損益計算書

(平成14年4月1日から  
平成15年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額    |         |
|---------------|--------|---------|
| 【経常損益の部】      |        |         |
| 営業損益          |        |         |
| 営業売上益         |        | 43,454  |
| 営業売上費用        |        |         |
| 売上返品調整引当金繰入額  | 29,163 |         |
| 販売費および一般管理費   | 613    |         |
| 営業外損益         | 9,449  | 39,225  |
| 営業外収益         |        | 4,229   |
| 受取利息および配当金    | 230    |         |
| その他の収益        | 175    | 405     |
| 営業外費用         |        |         |
| 支払利息          | 203    |         |
| 為替差損          | 51     |         |
| その他の費用        | 77     | 332     |
| 経常利益          |        | 4,302   |
| 【特別損益の部】      |        |         |
| 特別利益          |        |         |
| 固定資産売却益       | 24     |         |
| 貸倒引当金戻入益      | 3      |         |
| 投資有価証券売却益     | 6      |         |
| 投資等評価引当金戻入益   | 5,027  | 5,061   |
| 特別損失          |        |         |
| 固定資産売却損       | 23,673 |         |
| 固定資産除却損       | 61     |         |
| 投資有価証券売却損     | 219    |         |
| 棚卸資産処分損       | 1,429  |         |
| 開業中停止損        | 5,295  |         |
| 事業整理損         | 304    |         |
| 棚卸資産評価損       | 322    |         |
| 貸倒引当金繰入額      | 2,657  |         |
| 特別退職金         | 81     |         |
| その他特別損失       | 269    | 34,315  |
| 税引前当期損失       |        | 24,952  |
| 法人税、住民税および事業税 |        | 39      |
| 過年度法人税等調整額    |        | △221    |
| 法人税等調整額       |        | △11,028 |
| 当期繰越利益        |        | 13,741  |
| 前期繰越利益        |        | 1,786   |
| 抱合せ株式消却損      |        | 463     |
| 利益準備金取崩高      |        | 952     |
| 期中未処          |        | 584     |
| 当期未処          |        | 12,049  |

## 注 記 事 項

### 1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法  
子会社株式および関連会社株式……………総平均法による原価法  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。）  
時価のないもの……………総平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準および評価方法  
製品・仕掛品・原材料……………移動平均法による低価法  
ゲームソフト仕掛品……………ゲームソフトの開発費用（コンテンツ部分およびコンテンツと不可分のソフトウェア部分）は、個別法による原価法  
貯蔵品……………最終仕入原価法による低価法  
映画製作品……………個別法による原価法  
なお、原価は予想総収益に対する各年度の収益割合に応じて償却しております。
- (3) 固定資産の減価償却の方法  
有形固定資産  
建物（建物附属設備を除く）は定額法、建物以外については定率法を採用しております。  
なお、有形固定資産の主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 3～50年  
アミューズメント施設機器 3～20年  
無形固定資産  
定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。  
長期前払費用  
定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準  
貸倒引当金……………売上債権および貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。  
投資等評価引当金……………子会社株式の実質価額の低落による損失に備えるため、子会社の財政状態等に基づく損失見積額を計上しております。  
賞与引当金……………従業員に対する賞与の支給に充てるため、当期末までに支給額が確定していない従業員賞与の支給見込額のうち、当期に負担すべき額を計上しております。  
退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。  
なお、会計基準変更時差異（542百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。  
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。

返品調整引当金……………期末日後予想される返品による損失に備えるため、過去の返品実績等に基づき、計上しております。

(会計処理の変更)

従来、返品に伴う損失は実際返品受入時に費用計上してはりましたが、販売チャネルの多様化に伴い返品額の重要性が増してきたため、当営業年度から期間損益計算をより適正化することおよび財務内容の健全化を図るために、過去の返品実績等に基づき返品調整引当金を計上することといたしました。この変更により、従来の方法に比べて、営業利益および経常利益が613百万円減少し、税引前当期損失が613百万円増加しております。

- (5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 収益の認識基準  
映像事業のうち、映画事業の収益は、当期中の上映期間に係る収入額を計上しております。
- (7) リース取引の処理方法  
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (8) 消費税等の処理方法  
税抜方式によっております。
- (9) 会計方針の変更
  - ① 自己株式および法定準備金の取崩等に関する会計基準  
「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以降に適用されることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準によっております。これによる当営業年度の損益に与える影響は軽微であります。
  - ② 1株当たり当期純利益に関する会計基準  
「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準第4号)が平成14年4月1日以降に適用されることになったことに伴い、当営業年度から同会計基準および適用指針によっております。これによる1株当たりの当期損失に与える影響は軽微であります。

## 2. 貸借対照表の注記

- |                                                                 |           |
|-----------------------------------------------------------------|-----------|
| (1) 子会社に対する短期金銭債権                                               | 14,995百万円 |
| 子会社に対する長期金銭債権                                                   | 9,205百万円  |
| 子会社に対する短期金銭債務                                                   | 389百万円    |
| 子会社に対する長期金銭債務                                                   | 20百万円     |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額                                              | 6,841百万円  |
| (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、開発・アミューズメント施設機器の一部については、リース契約により使用しております。 |           |
| (4) 外貨建の資産および負債                                                 |           |
| 売掛金 ( 23,331千米ドル)                                               | 2,804百万円  |
| ( 5,191千ユーロ)                                                    | 674百万円    |
| 短期貸付金 ( 15,000千ユーロ)                                             | 1,911百万円  |
| 前払費用 ( 2,328千米ドル)                                               | 282百万円    |
| 子会社株式および出資金 ( 159,949千米ドル)                                      | 17,565百万円 |
| ( 21,500千香港ドル)                                                  | 302百万円    |
| ( 1,000千ポンド)                                                    | 194百万円    |
| 未払金 ( 4,134千米ドル)                                                | 496百万円    |
| (5) 1株当たり当期損失                                                   | 237円00銭   |
| (6) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。                                    |           |

## 3. 損益計算書の注記

- |                              |          |
|------------------------------|----------|
| (1) 子会社との取引高                 |          |
| 売上高                          | 6,805百万円 |
| その他の営業費用                     | 690百万円   |
| 営業取引以外の取引高                   | 9,163百万円 |
| (2) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。 |          |

## 利益処分案

(単位：円)

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| <当期未処理損失の処理>       |                |
| 当期未処理損失            | 12,049,908,611 |
| これを次のとおり処理いたします。   |                |
| 別途積立金取崩額           | 7,000,000,000  |
| 資本金および資本準備金減少差益取崩額 | 5,049,908,611  |
| 次期繰越損失             | 0              |

(単位：円)

|                     |                |
|---------------------|----------------|
| <その他資本剰余金の処分>       |                |
| その他資本剰余金残高          | 23,005,976,503 |
| 資本金および資本準備金減少差益     | 23,000,000,000 |
| 自己株式処分差益            | 5,976,503      |
| これを次のとおり処分いたします。    |                |
| その他資本剰余金処分額         |                |
| 利益配当金<br>(1株につき10円) | 569,205,140    |
| 資本金および資本準備金減少差益取崩額  | 5,049,908,611  |
| その他資本剰余金次期繰越額       | 17,386,862,752 |
| 資本金および資本準備金減少差益     | 17,380,886,249 |
| 自己株式処分差益            | 5,976,503      |

(注) 平成14年11月29日に584,289,870円(1株につき10円)の中間配当を実施いたしました。



## 独立監査人の監査報告書

平成15年 5月 7日

株式会社 カプコン

取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 大津景豊 ㊞  
関与社員

関与社員 公認会計士 美若晃伸 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、株式会社カプコンの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第24期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書(会計に関する部分に限る。)及び利益処分案並びに附属明細書(会計に関する部分に限る。)について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 重要な会計方針(4)引当金の計上基準に記載されているとおり、返品に伴う損失については、従来、実際返品受入時に費用計上していたが、当営業年度より、過去の返品実績等に基づく返品調整引当金を計上する方法に変更した。この変更は、販売チャネルの多様化と返品金額の重要性が増加する傾向にあることを契機として、期間損益計算をより適正化すること及び財務内容の健全化を図るために行われたものであり、相当と認める。
- (3) 営業報告書(会計に関する部分に限る。)は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (5) 附属明細書(会計に関する部分に限る。)について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第24期営業年度の取締役の職務執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

- (1) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に基づき取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役・使用人から業務についての報告を求め、稟議書などの重要な決裁書類、各種の会議記録、業務関係書類、会計帳簿書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況等を調査しました。  
更に子会社に営業の報告を求め、必要に応じて主な子会社に赴き業務及び財産の状況を調査しました。
- (2) 会計監査人からは随時監査についての報告及び説明を受け、監査意見の交換を行い、計算書類及び附属明細書について検討を加えました。
- (3) 取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法によるほか、必要に応じて取締役・使用人から報告を求めて、当該取引の状況及び結果について調査しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 中央青山監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関しては、子会社にかかる職務を含めて不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。  
なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成15年5月9日

株式会社 カブコン 監査役会

監査役(常勤) 山口省二 ㊟

監査役(常勤) 小西繁男 ㊟

監 査 役 黒田守雄 ㊟

監 査 役 中山好雄 ㊟

(注) 監査役山口省二、監査役黒田守雄及び監査役中山好雄は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

564,802個

## 2. 議案および参考事項

### 第1号議案 第24期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類（16頁）に記載のとおりであります。

当期は、財務内容の透明度の向上や開発部門の再構築等による企業体質の改善を図るため、不動産の減損処理や開発中止損などにより特別損失を計上いたしましたので、まことに遺憾ながら大幅な損失計上のやむなきに至りました。

当期末処理損失12,049,908,611円につきましては、別途積立金を全額取り崩すとともに、その他資本剰余金23,005,976,503円の一部5,049,908,611円を取り崩すことにより次期以降に繰り越さないこととさせていただきたく存じます。

しかしながら、利益配当金につきましては、当社の重要な経営方針のひとつである安定配当の継続に鑑み、当期末処理損失処理後のその他資本剰余金の一部569,205,140円を取り崩すことにより、1株につき10円とさせていただき、残額のその他資本剰余金17,386,862,752円は次期への繰り越しとさせていただきたいと存じます。

また、中間配当金として1株につき10円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき20円となります。

なお、役員賞与金につきましては、計上いたしておりません。

### 第2号議案 自己株式取得の件

機動的な資本政策の遂行を可能にするため、商法第210条の規定に基づき、本総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式300万株、取得価額の総額30億円を限度として取得することにつきご承認をお願いするものであります。

### 第3号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

(1)「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日に施行され、株券失効制度が創設されたことに伴い、現行定款第7条（名義書換代理人）、第8条（株式取扱規則）について所要の変更を行うものであります。

また、同法が施行され、定款の定めにより単元未満株式の買増請求が可能となったことおよび株主総会の特別決議の定足数を緩和することが認められたことに伴い、変更案第7条（単元未満株式の買増請求）、変更案第13条（決議の方法）第2項を新設するとともに、現行定款第7条（名義書換代理人）、第8条（株式取扱規則）、第9条（基準日）について所要の変更を行うものであります。

(2) その他条文の新設に伴い条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新 設)</p> <p>(名義書換代理人)<br/> <u>第7条</u> 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>② 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により、これを選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> | <p>(<u>単元未満株式の買増請求</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対して請求(以下買増請求という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときはこの限りではない。</p> <p>② <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)<br/> <u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 当社の株主名簿、<u>実質株主名簿(以下株主名簿等という。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、</u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、<u>実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび売渡し、株券の交付、株券喪失登録、</u>その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび株券の交付、その他株式に関する請求の<u>手続きならびに手数料</u>については、取締役会<u>の定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② 前項その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> <p>第10条<br/>) (条文省略)</p> <p>第11条</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを決する。<br/>(新 設)</p> <p>第13条<br/>) (条文省略)</p> <p>第32条</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、単元未満株式の買取りおよび<u>売渡し、株券の交付、株券喪失登録</u>、その他株式に関する請求の<u>手続きおよび手数料</u>については、取締役会<u>において定める株式取扱規則</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第11条<br/>) (現行どおり)</p> <p>第12条</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>② <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>第14条<br/>) (現行どおり)</p> <p>第33条</p> |

#### 第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者 北村恭二、堀 紘一および家近正直の各氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の候補者であります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴および他の会社の代表状況                                                                                                                                                                                | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | つじ もと けん ぞう<br>辻 本 憲 三<br>(昭和15年12月15日生) | 昭和58年6月 (旧)株式会社カプコン代表取締役<br>昭和60年7月 当社代表取締役社長(現任)<br>平成13年4月 当社最高経営責任者(CEO)<br>(現任)                                                                                                           | 4,070,690株 |
| 2     | おお しま へい じ<br>大 島 平 治<br>(昭和21年9月13日生)   | 昭和58年6月 (旧)株式会社カプコン経理部長<br>昭和59年8月 同社取締役<br>平成元年1月 当社取締役<br>平成8年6月 当社常務取締役<br>平成9年6月 当社専務取締役<br>平成13年4月 当社取締役副社長兼最高財務責任者(CFO)(現任)<br>平成15年4月 当社管理本部長(現任)<br>(他の会社の代表状況)<br>・株式会社ステイタス 代表取締役社長 | 92,040株    |
| 3     | つじ もと はる ひろ<br>辻 本 春 弘<br>(昭和39年10月19日生) | 昭和62年4月 当社入社<br>平成9年6月 当社取締役<br>平成10年6月 当社東京支店長<br>平成11年2月 当社常務取締役<br>平成13年4月 当社専務取締役兼営業最高執行責任者(COO)<br>平成15年4月 当社専務取締役CS営業本部長兼CS事業最高執行責任者(COO)(現任)                                           | 1,545,550株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴および他の会社の代表状況                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4     | おだ たみ お<br>小田民雄<br>(昭和21年8月28日生)    | 昭和44年4月 株式会社三和銀行（現UFJ銀行）入行<br>平成3年6月 ユニ・チャーム株式会社常務取締役<br>平成6年10月 株式会社三和銀行（現UFJ銀行）上本町支店長<br>平成11年6月 大木建設株式会社常務取締役<br>平成13年5月 当社顧問<br>平成13年6月 当社取締役（現任）<br>平成15年4月 当社経営戦略本部長（現任） | 1,000株     |
| 5     | きた むら きょう じ<br>北村恭二<br>(昭和8年1月18日生) | 昭和31年4月 大蔵省入省<br>昭和48年7月 大阪国税局調査部長<br>昭和58年6月 銀行局検査部長<br>昭和61年6月 証券局長<br>平成6年6月 大阪証券取引所理事長<br>平成13年1月 当社顧問<br>平成13年6月 当社取締役（現任）                                                | 0株         |
| 6     | ほり こう いち<br>堀 紘 一<br>(昭和20年4月11日生)  | 平成元年6月 株式会社ボストンコンサルティンググループ代表取締役社長<br>平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役社長（現任）<br>平成13年6月 当社取締役（現任）                                                                                  | 0株         |
| 7     | いえ ちか まき なお<br>家近正直<br>(昭和8年7月18日生) | 昭和37年4月 弁護士（現任）<br>昭和56年4月 大阪弁護士会副会長<br>昭和56年4月 日本弁護士連合会理事<br>昭和63年3月 法務省法制審議会商法部会委員<br>平成14年6月 当社取締役（現任）                                                                      | 0株         |

- (注) 1. 候補者 堀 紘一氏は、株式会社ドリームインキュベータの代表取締役を兼務しており、当社は同社とコンサルティング業務に係る取引があります。
2. 他の各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

#### 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって任期満了により退任されます取締役 岡本吉起氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一願いたく存じます。退任取締役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                                                   |
|---------|-------------------------------------------------------|
| 岡 本 吉 起 | 平成8年6月 当社取締役<br>平成9年6月 当社常務取締役<br>平成13年4月 当社専務取締役（現任） |

以 上



メモ

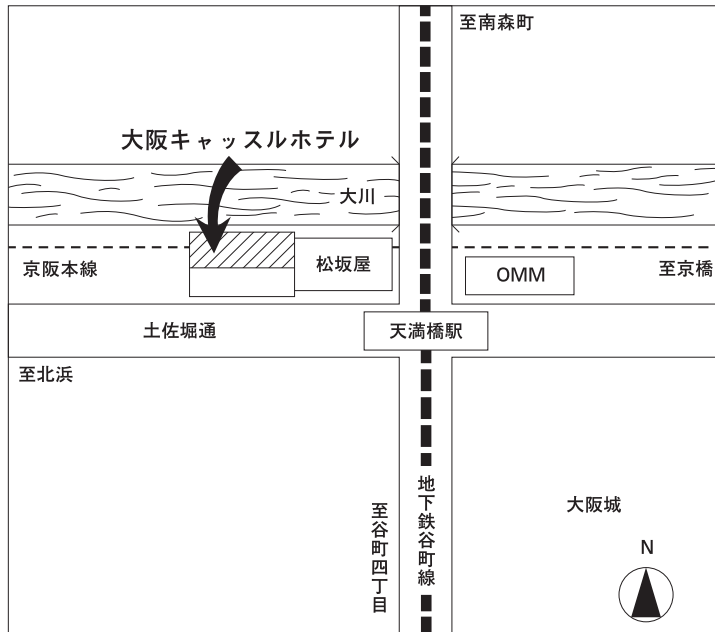
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.





# 株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市中央区天満橋京町1番1号  
大阪キャッスルホテル 6階会場  
電話(06)6942-2401



◎京阪電車、地下鉄谷町線「天満橋駅」下車